

現地調査結果報告：韓国

【期 間】2012年3月5日（月）～7日（水）

【訪問先機関】

- 法務部人権局人権救助課
- 大検察庁強力部被害者人権課
- スマイルセンター
- ソウル東部犯罪被害者支援センター
- スマイル花園
- 女性家族部権益増進局権益支援課
- 性暴力相談所
- ポラメ ONE-STOP 支援センター

1 理念

- 詳細は、改訂された2011年11月14日報告「韓国の犯罪被害者に対する経済的支援」（以下「11月14日報告」）参照。
- 犯罪被害者の経済的自立（被害後の経済生活体制への移行）までの経済的支援
- 支給金額は、被害時の月収を根拠とする算定方法をとる（ただし、被害時月収の算定にあたり範囲は限定されている。）
- 仮に高収入の被害者遺族や被害者の場合でも、要件を充足すれば支給されるが、限度額が設定されている。

2 財源

- 詳細は、11月14日報告参照。
- 法務部（日本の法務省に相当）や被害者支援を行う一定の官庁（女性家族部等）の犯罪被害者支援関連予算は犯罪被害者保護基金を財源としている。同基金は、2011年1月1日に施行された犯罪被害者保護基金法に基づき設置されたもので、同法第14条により罰金等を当該基金の財源としている。なお、犯罪被害者保護支援を除く法務部の予算については一般会計で賄われている。
- 基金の安定財源とするため、各省庁の被害者支援事業等にかかる費用を推算し、企画財政部（日本の財務省に相当）との議論を経て、基金に組み入れられる罰金徴収額割合の最下限が4%となった。ただ、罰金徴収額が毎年異なる上、新規事業の立ち上げ・実行にかかる費用の増額が必要になる

ことから、罰金徴収額の割合については同法施行令に定められている。

- 米国型「被害者追加罰金(victim fine surcharge)」の導入は、立法時、検討されず、現在も検討されていない。
- 罰金を基金の財源とするにあたっての反対論
 - ・ (本来一般会計予算に組み入れられていた罰金を使用することから) 国家財政に負担がかかる
 - ・ 罰金が科せられる犯罪類型と犯罪被害救助金の支給を受ける被害者の類型にズレがある。
- 反対論への反論
 - ・ 犯罪被害救助金の観点からは、支給対象である身体犯の犯罪者から徴収された罰金額が、2007年時点で罰金総額の21%に達しており、基金財源となる4%をはるかに上回っている。
 - ・ 重大事犯の犯罪被害者を中心に支給される犯罪被害者救助金は、政府の犯罪被害者支援事業の一部に過ぎず、その他の被害者についても支援事業が行われている。
- 罰金を基金の財源とすることのメリット
 - ・ 一定額の安定した財源が確保されること
 - ・ 法務部における被害者支援のための新規事業の立ち上げや実行などで予算審査などの手続きを経ることが不要になり、財源調達が容易になること
 - ・ 事業主体(法務部など官庁や民間団体)により基金運用の在り方をめぐる議論が行われ、事業に対する理解向上、財源の効率的運用などプラス効果が期待されること
- 今後、女性家族部等の被害者支援政策予算を引き続き同基金から支出する現在の方式は、同部(省)の事業運営と予算獲得の自由度が低いとの不満があり、女性家族部などの他省庁の事業予算を一般会計から支出することが検討されている。

3 支給対象

(7) 不支給事由・減額事由

- 詳細は、11月14日報告参照。
- 遺族・障害・重傷害救助金の減額の算定方法について特段の定めはない。
- 犯罪による被害者であることが認められれば、事件が不起訴・未解決であっても不支給事由とはならない。
- 捜査機関への未届けや捜査機関への不協力などは不支給事由とはなっていない。ただし、裁定機関には、社会通念上に照らして不支給としたり、

支給額の減額等を決める裁量権が与えられている。

- 減額事由にかかる事実認定（犯罪誘発行為等）は、警察における捜査資料に基づく。
- 不支給事由に該当するとしても、制度を説明の上、申請を控えさせることはあっても、原則として申請は可能。

(イ) 被害者・加害者に一定の親族関係がある場合の不支給事由同

- 親族間犯罪か否か（11月14日報告参照）。近親者・同居親族は不支給事由（あるいは、親族関係として遠い場合は減額事由）に該当。
- 不支給事由の約8割が親族間犯罪である。
- ただし、親族間犯罪であったとしても「救助金を支給しないことが社会通念上違背すると認められるだけの特別な事情がある場合」として支給が認められた事例：夫が妻を殺害し、その後夫も自殺した事件について、生計能力のない子供による救助金の支給申請（春川(チュンチョン)地検管轄の事件)

(ウ) 国外犯

- ・ 救助金については、国内犯を前提。
- ・ ただし、海外で犯罪被害に遭った被害者に対する経済的支援の制度として、犯罪被害者支援センターによる各種支援（後述）は受けられると考えられる。
- ・ テロ被害に特化した経済的支援制度は設けられていない。

(I) 遡及効の有無

なし（2009年改正法施行後に発生した犯罪に対して適用される）

4 支給額算定方法

- 11月14日報告参照。なお、重傷害救助金について補充。
- 被害発生前の「所得」の算定方法
 - ・ 被害発生前の所得が証明された場合：
被害発生直前の3ヶ月間(3ヶ月未満の場合、その期間中)の平均所得が基準となる（都市部労働者の平均賃金の2倍を上限とする）。
 - ・ 被害発生前の所得が証明されない場合
年2回、大韓建設協会から公表される都市部労働者の平均賃金を基準として算定
 - ・ 2010年度下半期時点の都市部労働者の平均賃金は1,55万934ウォン(1日当たり平均賃金額7万497ウォン×大法院(日本の最高裁判所に相当)の判例に基づく月平均労働日数22日)。
 - ・ ヶ月支給額は、遺族救助金について平均賃金の36ヶ月分、障害救助金と重傷害救助金、について30ヶ月分を限度額とする。

○ 遺族救助金の算定（犯罪被害者保護法第 18 条、施行令第 22 条、別表 4）

	遺族(申請者)の認定範囲 及びその順位	算定方法
1	配偶者(事実上婚姻関係を含む)及び被害者の収入に依存する 19 歳未満の子(犯罪被害者保護法第 18 条第 1 項第 1 号)	月給×30 ヶ月×6/6
2	被害者の収入に依存する被害者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹(犯罪被害者保護法第 18 条第 1 項第 2 号)	1 人の遺族： 月給×24 ヶ月×5/6
		2 人以上の遺族： 月給×24 ヶ月×6/6
3	その他家族(被害者の収入に依存しない青年の子、父母、孫、兄弟姉妹など)(犯罪被害者保護法第 18 条第 1 項第 3 号)	月給×18 ヶ月×1/6

- ・ 生計維持関係の有無により支給額算定月数に差があるが、これは、被害者とその遺族の関係、遺族が受ける経済的打撃などに応じて救助金の支給額に差をつけるため。
- ・ 2010 年改正によって、遺族が被害者の被扶養者でない場合、改正前に比較して支給額が引き下げられている。
- ・ しかし、支給要件の緩和、支給対象の拡大、支給額の上限引き上げなどにより、支給総額は大幅に増加している。
- ・ 被害者と遺族が親子である場合には、国民感情を考慮し、金額を増額することが検討されている。

○ 障害救助金の算定（同法第 18 条、施行令第 23 条、別表 5）

	遺族(申請者)の認定範囲 及びその順位	算定方法
1	配偶者(事実上婚姻関係を含む)及び被害者の収入に依存する 19 歳未満の子(犯罪被害者保護法第 18 条第 1 項第 1 号)	月給×障害等級による月数 ×6/6
2	被害者の収入に依存する被害者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹(犯罪被害者保護法第 18 条第 1 項第 2 号)	月給×障害等級による月数 ×5/6
3	1, 2 号に該当しない遺族(犯罪被害者保護法第 18 条第 1 項第 3 号)	月給×障害等級による月数 ×3/6

障害等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
月数	30	27	24	21	18	15	12	9	9	3

*障害等級による月数(犯罪被害者保護法施行令第 23 条)

○ 重傷害救助金の算定（同法第 18 条、施行令第 24 条、別表 5）

	遺族(申請者)の認定範囲 及びその順位	算定方法
--	------------------------	------

1	配偶者(事実上婚姻関係を含む)及び被害者の収入に依存する19歳未満の子(犯罪被害者保護法第18条第1項第1号)	月給×重傷害治療月数× 6/6
2	被害者の収入に依存する被害者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹(犯罪被害者保護法第18条第1項第2号)	月給×重傷害治療月数× 5/6
3	1, 2号に該当しない遺族(犯罪被害者保護法第18条第1項第3号)	月給×重傷害治療月数× 3/6

- 重傷救助金の支給要件については、犯罪被害者保護法施行令第3条に定められた重傷害認定基準(以下参照)に適合する場合には支給の対象となる。

次のいずれかひとつに該当し、該当負傷や疾病を治療するのに必要な期間が2ヶ月以上である場合に犯罪被害者本人に支給される。

1. 人の生命および機能と関連がある重要な臓器に損失が発生した場合
 2. 身体の一部が切断または破裂し、重大に変形した場合
 3. 1. 及び 2. で規定した事項以外に身体やその生理的機能が損傷され、1週以上入院治療が必要な場合で 1. または 2. に準ずる場合
 4. 犯罪被害により重症な精神障害として 1. から 3. までに準ずる場合
- 重傷害救助金は傷害の程度に応じて支給額が算定されるもので、医療金額やほかの医療費支援を受けたかどうかは算定の判断材料になっていない(従って、被害者が負担した医療保険の自己負担分を補填する日本の重傷病給付金とは性格が異なる。)。なお、韓国の国民健康保険では診療費の60%が国により補助されている。
 - 重傷害救助金は、治療を要する期間が長くなるほど支給金額も高まる仕組みとなっている。
 - 重傷救助金は、2ヶ月以上の加療を要件としており、治療に必要な月数(要医師の診断)を倍数として算定されるが、2ヶ月として算定していたところ、仮に1ヶ月で治療を終えたとしても問題とはされない。国から被害者に対する支援と考えられているため、差額を返還させるという考えはない。ただし、運用例を見ると、当初治療に必要と見込んだ月数を下回る例はない。
 - 2011年から医療費支給制度(民間犯罪被害者支援団体を介しての支援)が新たに導入され、救助金制度と補完し合うことになっている。
 - 精神疾患も、極めて重大な場合に限り、重傷害救助金の支給対象になる。2010年8月の重傷害救助金の新設後、現在まで精神疾患に対して支給された例はない。
 - 重傷害救助金は、実際に受けた治療や療法にかかった費用を補填する給付金ではないので、一定の療法(心理カウンセリング等)に限定してそ

の費用を公費負担する制度は救助金にはない。

○ 併給調整（11月14日報告参照）

一般に、責任保険制度（自動車損害賠償保障法第30条による損害賠償、
勤労基準法第8条による災害補償等）による補償額と併給調整

5 支給状況

区分 年度	受付件数・金額	支給件数・金額	採択率(%)
2007	260件 24億4900万ウォン	169件 16億700万ウォン	80.5/81.5
2008	237件 22億2500万ウォン	152件 14億500万0000ウォン	82.6/82.3
2009	295件 36億1166万7,000ウォン	205件 22億483万3000ウォン	69.5/61.1
2010	343件 66億3193万4000ウォン	209件 34億1678万2000ウォン	60.9/51.5
2011	431件 99億7399万7000ウォン	271件 55億1867万ウォン	81.1/76.3

- ・ 犯罪被害救助金の支給対象になる犯罪の認知件数、被害者数、救助金の支給期間(平均)、犯罪被害を受けてから救助金支給が行われるまでの期間(平均)などの統計データについては保有しておらず不明。
- ・ 2010年度の支給最高額・支給最低額については以下のとおり。
 - 遺族給付金支給最高額 約5,400万ウォン（約378万円）
 - 遺族給付金支給最低額 約460万ウォン（約32.2万円）
 - 障害救助金支給最高額 約1,500万ウォン（約105万円）
 - 障害救助金最低額 約300万ウォン（約21万円）

6 求償

- 犯罪被害者保護法の全面改正(2010年8月15日)により、犯罪被害救助金の支給要件が緩和（加害者不明及び無資力要件が削除）された。その改正により、加害者が不明か否か又は無資力か否かにかかわらず、加害者が犯罪被害者に対し被害の全部又は一部の賠償をしていない場合、国が犯罪被害者に対し救助金の支給を行うことになった。これを受け、この場合においても、国から、加害者に対する求償権の行使が認められるようになった。
- 求償権の行使は同法施行後の犯罪がその対象となり、2011年12月末時点

で2件の行使実績がある。

- 求償権の積極的な行使のために、原則として加害者が無資力である場合も行使する方針となっており、今後その行使実績は増加すると見込まれる。
- 国から被害者に対し救助金が支給された後に、加害者から損害賠償が行われた場合、被害者は国からの救助金支給額を返納しなければならないが、まだその事例はない。

7 損害賠償金との関係

- 加害者から損害賠償がなされる場合には、その額の範囲において救助金は支給されない。
- どれくらいの事件で損害賠償がなされているかの統計はとっていないため、把握していない。また、民事裁判において損害賠償判決が確定しても、その履行を促進するような制度はない。

8 その他

- **犯罪被害者へのその他の経済的支援**
 - ・ 法務部所管：治療費支援
 - 法務部では、犯罪被害救助制度のほか、全国犯罪被害者支援連合会に業務を委託する形で、治療費支援を行っている。
 - 全国犯罪被害者支援連合会に対し、領収証を添付した上治療費支援を申し込むと、同連合会で支援必要性を判断するための審議会を経て最大500万ウォンまで支給される。
 - 2011年の支給件数・支給総額は、約1,800件・約17億ウォンとなる。
 - 運用例： ソウル東部犯罪被害者支援センター（後述）
 - ・ 女性家族部所管：DV・児童虐待等被害者への生計費、教育費、養育費、治療費の経済的支援
 - 根拠法令：家庭内暴力防止及び被害者保護等に関する法律
 - 家庭内暴力の予防、家庭内暴力被害者の保護・支援が目的
 - DVや児童虐待被害者だけでなく、高齢者虐待事案等も支援の対象としている。
 - 家庭内暴力相談所や、家庭内暴力保護施設を介して運営されている。
 - 家庭内暴力被害者であることが認められれば500万ウォンを上限に治療費が支給される。警察への被害届は必要条件ではなく、仮に1年以上前の被害であっても被害事実を証明できれば支援の対象となる。過去に制度を利用している者でも、その都度500万ウォンを上限とし

た治療費が支給される。

- 医療費の自己負担分全額が支給され、現物給付、償還払いのいずれの方法でも支給が受けられる。健康保険制度を利用せずに、医療費の自己負担分が 10 割となった場合には、上限の範囲内で、その全額を対象とする。
 - 家庭内暴力被害者が治療費支援を請求した場合、国又は地方自治体は、加害者に代わって必要な治療費を医療機関に払わなければならないとされ、その場合、国又は地方自治体は加害者に当該治療費を求償する権利を取得するとされている（家庭内暴力防止及び被害者保護等に関する法律第 18 条）
 - 法務部が所管する救助金との調整はなされない。
 - 2011 年度支給実績： 4500 件 約 2 億 1000 万ウォン
 - その他の支援：
 - ① 上記保護施設に 6 ヶ月以上入居した被害者を対象とした、保護施設退去後の賃貸住宅優先入居及び賃貸住宅入居保証金の補助（1 戸あたり 600 万ウォン）
 - ② 家庭内暴力被害者となった女性及び 19 歳未満の児童青少年に対する無料法律相談の提供
- 女性家族部所管： 性犯罪被害者に対する養育費、治療費の経済的支援
- 根拠法令：性暴力防止及び被害者保護などに関する法律
 - 性暴力の予防、性暴力被害者の保護・支援が目的
 - 性暴力相談所や、ワンストップ支援センター等を通じて運営されている。

 - 性犯罪被害者であることが認められれば 500 万ウォンを上限に治療費が支給される。警察への被害届は必要条件ではなく、仮に 1 年以上前の被害であっても被害事実を証明できれば支援の対象となる。
 - カウンセリング費用も対象となる（1 回のカウンセリングの費用として 8 万ウォン）。
 - 医療費の自己負担分全額が支給され、現物給付、償還払いのいずれの方法でも支給が受けられる。健康保険制度を利用せずに、医療費の自己負担分が 10 割となった場合には、上限の範囲内で、その全額を対象とする。
 - 法務部が所管する救助金との調整はなされない。
 - 2011 年度支給実績：9,764 件 約 20 億ウォン（警察による性犯罪認

知件数の 45%)

- その他の支援： 性暴力被害者となった女性及び 19 歳未満の児童青少年に対する無料法律相談の提供

- 犯罪被害者に対する住居支援

- 被害者に対し国営(国土海洋部)賃貸住宅の優先入居・分譲・チョンセ(韓国独自の制度)各種制度に被害者を含めることで、住居を提供する形で運用
- 住宅を保有していない世帯主を申込人とし、当該世帯の平均月収が前年度の都市部労働者の平均月収の 50%を下回る場合、その支援対象になる。
- 最終的に支援対象に認められた被害者は、国営住宅への入居に当たって家賃 2 年分の約 5%を負担することになる。
- 2010 年末に同制度が導入されて以来、現在に至るまで約 30 件の支援実績がある。

- 全国被害者支援連合による生活費・治療費支給

- 社会公益目的で寄託された公益寄付金の財源を用い、治療費、生活費、学資金を支給(2012 年に既に 2 回支給されているが、2012 年は治療費と生活費のみ)。
- 連合会の公益寄付金審議委員会で審議し、決定する。隔月に開催するのを原則とするが、2011 年は 7 回開催されている。
- 従って、連合会から被害者に対する治療費の支援としては、法務部からの補助金に基づくものと、公益寄付金を財源とするものの 2 種類があることになる。前者は、治療を行った病院へ直接支給することを原則とするが、後者は被害者に支給する点でも異なる。
- 生活費支援 300 万ウォン以下(分割支給)とされており、2回、4回、必要に応じ 6 回まで受給者口座に分割支給するものとされているが、支給額は毎回異なっているようである。
- 治療費支援も 500 万ウォン以下とされているが、これも支給額が毎回異なっている。ちなみに
- 2012 年度第 1 次公益寄付金審議委員会では治療費支援 21 名に対し 4,200 万ウォン、生計費 20 名の対象者に対し 2,200 万ウォンの支給を決定。
- 2012 年度第 2 次委員会では、治療費支援 30 名に 7,650 万ウォン、生計

費 31 名に 1,860 万ウォンの支給を決定。

○ **スマイルセンターによる各種サービス支援**

(7) 設置、運営

- ・ 法務部から全国犯罪被害者支援連合会に業務を委託する形で、2010 年 7 月に設立され、運用が開始された。

(4) 運営資金

- ・ 同部からの補助金（年間予算 4 億 8,000 万ウォン）。

(5) 職員

- ・ 臨床心理士 2 名、相談員 1 名、社会福祉士 1 名、看護師 1 名、行政職員 1 名、居住施設管理者 1 名の合計 7 名

(1) カウンセリング支援

- ・ 1 年間に約 450 人が施設を利用しカウンセリングを受けている。
- ・ 被害者は、その状態によって約 2 週間から 20 週間まで長期にわたり、非常勤の医師（週 1 回）と臨床心理士等による診断、心理療法などを受けている。また、投薬などは提携する病院で受けることができ、その場合の費用もセンターが負担している。必要な場合、センター内の宿舎（生活館）で宿泊することもできる。

(2) 心理カウンセリング実施者への報酬：

- ・ 精神科医： 治療 1 回につき 30 万ウォン（4 時間基準）
- ・ 臨床心理士： 正社員として年収 2,800 万ウォン（月 240 万ウォン）

(3) 一時的な居住施設への入居支援

- ・ 犯罪による衝撃を忘れるために犯罪現場から離れて精神的な安定を図る必要がある場合や、犯罪現場の清掃など犯罪痕跡の除去・整理のために一時的な居住施設への入居が必要な場合は、一定要件を満たす者に対し入居支援を行っている。
- ・ 費用は原則無料であり、利用期間は 15 日間であるが、1 回のみ延長が認められ、最長 30 日間の入居が可能である。

(4) 犯罪被害により教育の機会を失った生徒への補充教育

- ・ 犯罪被害者又は犯罪被害者の家族に学生がいる場合はその被害状況を考慮し、奨学金の支給又は生活指導の相談などを行っており、学校との協力により授業や学校生活を送る上で支障の出ないよう支援している。

(5) 職を失った犯罪被害者へのリハビリ教育

○ **女性家族部所管： 統合支援センター**

(7) ワンストップ支援センター 16 施設

- ・ 対象： 性暴力・家庭内暴力・性売買(売春)・校内暴力による被害者
- ・ 主な取り組み：
 - 相談支援：被害者やその家族の相談、被害者への治療・回復に向けた取り組み、関係機関との連携・協力
 - 医療支援：応急治療の実施、被害者への診療実施・診断書の発行
 - 法律的支援：捜査手続・裁判手続に関する情報提供
 - 捜査支援 性暴力応急キットを用いた証拠採取，供述録音録画・速記
- ・ 予算額： 34 億 5,900 万ウォン(1 箇所当たり 2 億 1,600 万ウォン、うち国費補助が 50~70%)。なお、治療費予算は女性家族部により別途計上(上述)しているため、ここには含まれていない。
- ・ 2006 年 8 月に最初のワンストップ支援センター(警察病院内)が設置。現在、国公立病院、大学病院、民間医療法人などに併設されている。特別な設置要件は設けられていないが、300 床以上の大型病院に併設されている。
- ・ 2011 年度支援実績： 13,576 人・82,963 件
- ・ 例： ポラメ ONE-STOP 支援センター(後述)

(4) ひまわり児童センター 9 施設

- ・ 対象：性暴力の被害者となった 19 歳未満の児童・青少年と知的障害者
- ・ 主な取り組み：
 - 相談支援：被害者家族への相談や精神科医による治療、被害児童への心理カウンセリングの実施
 - 医療支援：被害者への緊急処置や外傷治療(被害程度の診断や証拠採取を含む)
 - 捜査・法律的支援：捜査段階での陳述内容などの録音・録画、法律相談及び告訴・告発状の作成サポート
- ・ 予算額： 40 億 5,800 万ウォン(1 箇所当たり 4 億 5,100 万ウォン、うち国費補助が 100%)
- ・ 2011 年度支援実績： ひまわり児童センター：2,251 人・29,412 件

(5) ひまわり女性・児童センター 6 施設

- ・ 対象： 性暴力・校内暴力による被害を受けた女性・児童
- ・ 主な取り組み：
 - 従来のワンストップ支援センターとひまわり児童センターの業務

を並行して実施

- 両センターの特徴を最大限に活かし、に対し 24 時間体制で支援活動を展開するとともに、児童・知的障害者に特化した心理カウンセリング(臨床心理士が常駐)を捜査支援(女性警察が常駐)を行う。
- 予算額： 32 億 900 万ウォン(1 箇所当たり 5 億 3,500 万ウォン、うち国費補助が 100%)
- 2011 年度支援実績： 3,212 人・22,903 件

○ 性暴力相談所

- 設立の目的は性暴力被害者の自立支援
- 施設は全国に 21 箇所
- 主な支援活動(ソウルの例)
 - 電話相談：責任相談員 5 名、パートタイム相談員 5 名で相談に当たっている。麻浦区性暴力相談所では 20 年間で 6 万 7,000 件の相談を受理
 - 面接相談：被害者が被害を受けたことに直面・対応できる力を養うことに重点が置かれており、一定の経験を積んだ支援者が対応にあたっている。
 - 無料法律相談(女性家族部の補助金により運営)：週 1 回、弁護士 10 名による法律相談が行われている。
 - 刑事司法手続きへの支援：電話相談や面談相談実施後、必要と認められた場合には告訴状作成のサポート、捜査機関への同行、裁判期日の同行などが行われている。
 - 生存キット(性暴力被害者自らが立ち上げ・実行に携わる基金)の構築・運営
 - シェルターの運営
 - 心理治療プログラムの実施
 - 就学支援, 就労支援
- 治癒プログラムの概要及び実施者
 - 女性家族部からの補助金による支援活動として、カウンセリング(心理治療や美術治療など治癒プログラム)と精神科医、産婦人科医による医療が並行して行われている。
 - カウンセリングは臨床心理士が行う 40 回を 1 タームとするプログラムであるが、1 回で済む被害者もいれば、2～3 年続けても改善せず、止めてしまう被害者もいる。

- 1人1回当たりの費用は8万ウォン。1人当たり支援上限額は原則として300万ウォンである。300万ウォンを超え500万ウォンまで支給することができるが、その場合は、別途審査がある。(全額女性家族部からの補助)
- 2011年の支援者数・支援総額は66人、3,800万ウォン。
- シェルター
 - シェルターは性暴力相談所とは別棟となっており非公開
 - 定員は10人。基本は6ヶ月、最長で2年を保護期間としている。
 - 2年以上入居していた被害者に対しては退所時に自立支援金(500万ウォン)を支給。それ以外の者に対する後援金の制度もある。
 - 年間予算は約5億ウォン(うち女性家族部からの補助金が約1億1千万ウォン、その他は寄附金等)

○ ソウル東部犯罪被害者支援センター

(7) 生活費、奨学金、医療費支援等

- 生活費支援の年間支援総額：93世帯・100,132,512ウォン(約700万円)
 - 事件現場の清掃・整理3,513,000ウォン、奨学金支援1,200,000ウォンを含む。
 - 一回の支援あたり最大300万ウォンを2回から6回に分けて分割支給される。
 - 原則として殺人、放火、性犯罪等の強力犯罪の被害者で、加害者からの補償がない者が対象となる。
 - 再申請も可能であるが、当該支援金に依存度が強くなり、被害者の自立を妨げるような状況があれば、支援を打ち切ることとなる。
 - 受刑者の作業報奨金からの寄付金に基づく生活費の支援も実施している(会計的には別立てのよう)。
- 奨学金については大学生が対象であり、1学期分として300万ウォンから400万ウォン支給される。(委員からの寄付金で運営)
- 治療費支援：84件・70,870,803ウォン(法務部からの補助金で運営)
- 各支援金の申請時には、犯罪被害救助金申請状況等に関する記載欄が設けられており、同救助金支給の有無についても支援金支給の判断要素とされる。
- 経済的支援の財源
 - 生活費支援及び奨学金支援の財源は、法務部及び自治体からの補助金とセンターの自主財源で運営されている。
 - 生活費支援の財源に限って、受刑者からの寄付の一部も財源となって

いる。

- 医療費支援の財源については、法務部所管の治療費支援制度(上述)

(イ) 犯罪被害者の経済的自立のための支援活動

- ・ 職業紹介や就職あっ旋を行っているほか、経済的支援の財源確保のために、大手スーパーのマイレージによる募金や自治体のチャリティーバザールでの募金などを行っている。
- ・ スマイル花園
ソウル東部犯罪被害者支援センター理事会の出資金で設立された、生花の配達を業務とする、ソウル市社会的企業

(ウ) センターの運営

- ・ センターの収入財源： 政府補助金が2,600万ウォン、地方団体(4団体)補助金が約1億ウォン、センターの委員からの寄付である犯罪被害者支援委員会費は約1億ウォンとなっている。
- ・ センターの体制：
常勤職員は今年から2人(昨年まで3人)
ボランティア登録者数は現在175人であり、今後、30人が新規登録される予定。

○ ポラメ ONE-STOP 支援センター

- ・ ソウル市銅雀区に所在するポラメ病院(ソウル市がソウル大学に委託して運営する病院)内2階に所在する。
- ・ 予算：
ポラメワンストップ支援センターの年間予算額2億1600万ウォン(1580万円)は女性家族部とソウル市が50%ずつ負担(常駐している警察官の人件費は警察庁で負担)。治療費については、女性家族部所管の性犯罪被害者に対する治療費支援で別途賄われているため含まれていない。
- ・ 職員構成： センター長以外は全て女性であり、交代制勤務員は24時間体制で対応にあたっている
 - センター長1名(非常勤医師・ポラメ病院応急医学課長)
 - 警察官4名(交代制)
 - 相談員(社会福祉士資格を有し関連教育100時間を受講している者)4名(交代制)
 - 行政職員1名(毎日勤制)
 - 看護師1名
 - 児童・障害性暴力被害者事情聴取専門家(事情聴取のモニタリングを行う者)1名(9時~18時勤務)。なお、児童と障害者の聴

取は昼間行うこととなっている。

- 支援対象
 - 設立当初は、性暴力被害者のほか、学校内暴力被害者、家庭内暴力を被害者対象としていたが、現在は教育庁所管の学校内暴力専門機関（Wee センター）が設立されているため、専ら性犯罪被害者を対象としており、学校内暴力については、専門機関との連携を図るにとどまっている。
- 来院から支援までの流れ
 - 被害者来院時は、相談員と面接を行い、相談員が治療の必要性を判断する。
 - 治療が必要と判断された場合、婦人科に関する治療や感染症検査、緊急避妊薬の投与などについては、医師がセンター内の設備を用いて行うとともに、看護師を立会人として性暴力応急キットを用いた証拠採取を行う。（証拠採取時の警察官の立ち会いなし）
 - 外傷などほかの治療行為については、ポラメ病院内で行われる。
 - 医療的な支援は、女性家族部が作成している「被害者のための性暴力医療業務マニュアル」に基づき行われている。
 - 一般に、被害者は、警察に通報又は被害届を出した後、警察経由でセンターに来院する 경우가殆どである。
 - 被害者の事情聴取も、従って、通常は警察署で行われているが、事情聴取の様子を録音録画する必要がある場合、センターで事情聴取が行われる。
 - その後、被害者が警察への届け出を希望する場合には、常駐警察官がセンター内で事情聴取が行う。
 - 下着を含む衣服を証拠として提出してもらう必要がある場合には、代替衣類が提供される。
 - カウンセリング等の長期にわたる支援はおこなっておらず、そうした長期にわたる支援が必要なケースでは、被害者支援センターや性暴力相談所など関係機関への引き継ぎが行われる。
 - 支援は無料
- 実績等： 2011年、同センターの来訪者は750人（9割が性暴力被害者）。なお、警察からセンターに案内されるケースが7割程度を占める。